

タイトル	<特別講演> ドイツ少年刑法：目的、適用及び効果
著者	ハインツ, ヴォルフガング; 吉田, 敏雄[訳]
引用	北海学園大学法学研究, 44(3・4): 551-564
発行日	2009-03-31

〈特別講演〉ドイツ少年刑法
——目的、適用及び効果——

ヴォルフガング・ハインツ
吉田敏雄（訳）

〈特別講演〉ドイツ少年刑法

- 目次
- 一 少年刑法の基礎
 - 二 ドイツ少年刑法の制裁体系
 - 三 ドイツ少年犯罪司法の制裁実務
 - 四 ドイツ少年刑法の性能は如何？
再犯・効果研究の結果

一 少年刑法の基礎

第一命題

少年非行者は西欧社会においてはほとんどの時代においても成人犯罪者とは異なつた扱いを受けてきました。しかし、独自の、成人刑法とは異なる特別刑法が存在するようになったのは、ほぼすべての国においてようやく一九世紀になってからのこと¹⁾です。独自の少年(刑法)が制定された、そして、今でも制定されている決定的な理由として、次の諸点を指摘できます。

・刑法が介入することで再社会化の見込みのある犯罪者群とというのがそもそもいるとしますと、それは少年です。少年には教育を受け入れる能力がありますし、教育を必要ともしていません。少年は成人に比べれば可塑性と影響を受けやすいといえるために、再犯防止という目的を最も達成しやすいのは少年です。しかし、その前提となつているのは、個々の犯罪者人格の特性に適合した制裁を科するということです。

・少年は、一般に「感受性の強い社会化時期²⁾」と見られる、幼年期と成人期の間の移行期にいます。様々な支障を避け

るためには、介入手段の個別化が必要となります。

・少年には、自分の犯した法違反の意味及び射程距離、その結果を完全には理解していないことが多いものです。おまけに、少年は成人に指導され、影響を受けやすいものです。それですから、少年を成人と同様に処罰するということは正義の観念と矛盾しているのです。すでに一九二三年のドイツ少年法の国会審議の中で次のような洞察が見られます。「少年の犯罪は、少年に法律が前提とする洞察力が備わっていたときでも、成人の犯罪よりもはるかに軽く評価されねばならない。成熟した者が犯すと重い軽罪又は重罪と扱われることが、未成熟の者が犯すと刑法上の追及を必要としないと思われ軽微な失策行為として扱われる³⁾」。このことに対応して、ドイツ少年刑法は、一般刑法によつて刑罰を科せられる年長少年に任意的刑の減輕を定めています(少年裁判所法第一〇六条第一項)。

・さらに、ここ数十年間のことですが、現代社会の少年はますます多くのそしてますます大きな問題に直面しているという事情があり、これも刑法上の特別の扱いを要請しています。規範の体系がますます複雑になっていきます。期待される行為がますます見通しがたくなつてきています。社会

の現代化、世界的規模化といった問題によって、例えば、貧困の拡大、失業及び将来の展望喪失といった形で、それによって、少年が特に危機的な状況に立たされています。幼児期から成人期への移行期間が次第に伸びているのです。

第二命題

現行ドイツ少年刑法は少年のための特別刑法であり、その対象年齢は犯行時満一四歳から満二〇歳です(図1)。成人刑法は、責任の範囲内においてのみ再犯予防を旨とする責任刑法です。すなわち、「行為者の責任が刑の量定の基礎である。刑を科することで社会における行為者の将来の生活に与えると予期されうる効果が考慮されなければならない」(刑法第四六条第一項)。これに対して、少年刑法は行為者刑法です。行為者刑法の目的は行為に対する応報とか責任相殺ではありません。すなわち、少年裁判所法の目的はむしろ、犯罪を犯した少年を励まして犯罪を犯すことのない生活をさせ、必要であればその能力を与えるところにあります(再犯の防止)。二〇〇七年一月二三日の「第二次少年裁判所法及びその他の法律改正法」はこの目的を次のように明記しています、「少年刑法

の適用目的は特に少年又は年長少年の再犯を防ぐことにある⁽⁵⁾。この目的設定は諸州の新しい少年行刑法の目的規定にも影響を及ぼしています⁽⁶⁾。

一九二三年の少年裁判所法は少年——一四歳から一八歳未満——だけを対象としていました。一九五三年の少年裁判所法からは、年長少年にも少年刑法が適用されることがあります。現在では、有罪判決の下されたすべての年長少年の六〇%以上の者に少年刑法が適用されています(図2)。但し、少年刑法に組み入れる率は地域により、罪種によりばらつきがあります⁽⁷⁾。重い犯罪の場合、むしろ、制裁の柔軟性がかなり大きいためであれ、又、一般刑法の法定刑の下限を下回ることでできるためであれ、少年刑法が適用されます。典型的な客観的基準によって評価される犯罪、例えば、人身事故を生じさせなかった道路交通における飲酒運転や無免許運転にあっては、——圧倒的な訴訟経済的理由から——むしろ、一般刑法が適用されます。

二 ドイツ少年刑法の制裁体系

第三命題

再犯防止という目的を達成するために、少年裁判所法は様々な制裁・反作用手段を用意しています(図3)。

正式の手続の外で教育措置をとることだけで、もう適切な反作用としては十分だということもあります(デイヴェルジオーン)。立法者は、刑罰制裁及び刑事手続が場合によつては教育に有害な影響を及ぼしかねないところから出立しています。「最近の犯罪学研究から分かることは、少年期の犯罪はたいいていの場合教育上の欠損を徴表しているのではなく、ほとんどの場合成長に伴う逸脱現象であり、成人期に入るとともに下火になり、繰り返し返えされることはないということである。したがつて、少年に正式の有罪判決を下すのは、一九五三年の立法者が当時必要と考えていたのよりもずっと少ない場合にだけ必要となる」。

教育措置

教育措置(図4)は、犯罪を犯したが「故に」ということではなく、「犯罪を契機として」命令されうべき措置であつて、

その目的は行為を処罰するところではなく、専ら行為者を教育するところにある。教育措置として、少年裁判所法は指図(少年裁判所法第一〇条)と教育支援(少年裁判所法第一二条)を定めています。

・指図とは、「少年に規律ある生活態度をもたせ、それによつて少年の教育を促進し、確実にすることを目的とする命令及び禁止」のことです。例えば、少年の居住地に関係する指図、更には、特定の人の世話と監督に服する指図、社会訓練講習に参加する指図、犯罪者——被害者——和解に参加する指図があります。特に強調しておきたいのは、治療教育処遇や禁絶治療に服する指図です(少年裁判所法第一〇条第二項)。

・教育支援には、教育補佐や施設教育ないしその他の面倒を見る住居形態での教育といったものがあります(幼児及び少年支援法第三〇条、第三四条と結びついた少年裁判所法第一二条)。

懲戒手段

処罰性格をもつ反作用として、少年裁判所法は懲戒手段、つまり、戒告、負担及び少年拘禁を定めています(図5)。

・戒告とは行為の不法を正式に非難することです（少年裁判所法第一四条）。

・負担は、行為者に行為の不法に対する責任を行為者自ら履行する行いによって明確にとらせるという点で、戒告の強い形態といえるばかりか、被害者を満足させることにも役立ちます。負担というのは、「できる限り、行為によって惹起された損害を修復し、自ら直接被害者に謝罪し、労役を行いたいあるいは公共施設のために金銭を支払う」というものです（少年裁判所法第一五条）。

・施設内自由剝奪としての少年拘禁には「お灸」の役割があります。少年拘禁は、自由時間拘禁、短期拘禁（最長四日）及び長期拘禁（最短一週間、最長四週間）の形をとります（少年裁判所法第一六条）。

少年刑

少年刑は少年刑法の唯一の真正の刑事罰です（図6）。「少年刑務所における自由剝奪」（少年裁判所法第一七条第一項）は、一方で、「行為に現れた少年の有害な傾向のために、教育措置や懲戒手段では教育するのに十分とはいえない場合」、他方で、「責任の重さのために刑罰が必要である場合」に科せ

られるのです（少年裁判所法第一七条第二項）。刑事罰が問題となっているのですが、科刑（少年裁判所法第一八条第二項）と執行（少年裁判所法第二二条）にあたって、教育思想が重要な役割を果たします¹⁰⁾。

少年刑の期間は最短六月、（少年の場合）最長五年です。しかし、一般刑法によると、法定刑の上限が一〇年以上であるとき、最長は一〇年となります（少年裁判所法第一八条第一項）。年長少年の場合は、いかなる場合でも最長は一〇年となります（少年裁判所法第一〇五条第三項）。

少年裁判所法は若干の保護観察刑も定めています（図6）。すなわち、少年刑の科刑の猶予（少年裁判所法第二七条以下）、少年刑の満期執行を保護観察に付するための猶予（少年裁判所法第二二条以下）並びに保護観察のための残刑猶予（少年裁判所法第八八条）があります。裁判官の法形成に基づくのがいわゆる予備的保護観察です。法律に定められた場合には、裁判官の定める最長三年（少年裁判所法第二二条）ないし二年の（少年裁判所法第二八条）保護観察の期間中、保護観察官の監督と指導に服すること（少年裁判所法第二四条）が必要となります。指図を言い渡さなければなりませんし、負担を言い渡すことができます（少年裁判所法第二三条）。

・少年刑の科刑猶予が考慮されることになるのは、「調査を尽くした後でも、少年の犯罪行為の中に、少年刑が必要となるほどの有害な傾向が現れているのか否かに関する確実な判断ができない」場合です（少年裁判所法第二七条）。すなわち、裁判官は、少年の罪責を認定しますが、しかし、少年刑を科する裁判を裁判官が定める期間保護観察のために猶予することができます。

・二年を超えない少年刑の執行は、社会予後が良好な場合（「少年が有罪判決を戒告として役立たせることができ、行刑の働きかけが無くとも保護観察中の教育的働きかけの下に将来きちんとした生活転換を送れる」と予期できる場合）保護観察のために猶予されるのです（少年裁判所法第二一条）。

・さらに、少年刑の残刑の執行を保護観察のために猶予できます（少年裁判所法第八八条）。

・最後に、裁判官の法形成によつて開発された、少年裁判所法第五七条の意味でのいわゆる予備的保護観察がもう一つの保護観察制裁形態です。これによりまずと、裁判所は、数ヶ月間、最終的猶予判断を引き延ばし、少年を暫定的に保護観察に服させ、保護観察の場合には少年裁判所法第二

一条によつて最終的決定を下します。

一方で、刑罰、他方で、改善・保安処分といういわゆる「二軌道」は少年刑法にもあります（図7）。但し、少年刑法では職業禁止という処分を適用することはできません。同様に、保安監置も適用できませんでした。しかし、最近、保安監置の形態も少年刑法に導入されました⁽¹⁾、少年に対しても事後の保安監置が可能となりました（図8）⁽²⁾。

三 ドイツ少年犯罪司法の制裁実務

第四命題

法事実的考察をしますと、成人刑法と同じく、少年刑法には次の特徴が見られます（図9及び図10）。

・自由刑の科刑はますます減少しています、すなわち、施設収容制裁（少年刑、少年拘禁）に代わつて外来制裁が増えています。

・そもそも自由刑が科せられるかぎりでは、二年以下の自由刑であり、しかも、ほとんどが執行されず、保護観察に付される割合が多くなっています。

・デイヴェルジョンが多用されるようになってきました、

すなわち、検察官あるいは裁判所から見ますと、起訴したりあるいは有罪判決を下すのに十分な犯行の嫌疑があつても、手続が打ち切られるわけです。

図9が示していますが、一八八二年当時、判決で言い渡された刑罰全体の七七%が施設収容刑でしたが、二〇〇六年にはそれがわずか九%弱となりました。もつとも、実際に施設収容刑をどの程度抑えたのかということにつきましては、一八八二年当時、デイヴェルジオンというものが無かつたということを考慮して初めてはつきりします。それですから、デイヴェルジオンに付された者や有罪判決を下された者の全体に着目しますと、現在、施設収容制裁の割合は四%以下となります。その間に、刑事手続の二件に一件以上が、刑法第一五三条、第一五三条a、第一五三条b、少年裁判所法第四七条、麻酔刑法第三一条、第三七条aの起訴便宜主義により、打ち切られているところにその原因があります(図10)。

第五命題

少年刑法の制裁実務を見ますと、成人刑法と比較して、とりわけ、デイヴェルジオン率が高いこと、反作用に幅広い多様性があることが分かります。但し、施設収容制裁につい

ては、成人刑法におけるほどには利用されていないというわけではありません。

・少年刑法におけるデイヴェルジオン率はその間にほぼ六八%になっています(図11)。

・判決で言い渡された制裁の中で、特に、外来制裁(教育措置、外来の懲戒手段及び少年刑の保護観察のための猶予)が次第に重要性を増してきています(図12)。すなわち、一九五五年以降、正式の、つまり、判決で科せられた制裁の中で、施設収容制裁が、こういった外来の、つまり、自由剝奪を避ける措置によつて抑えられたのです。一九五五年当時、最も重い措置としての外来制裁を科せられた割合は五〇・四%にすぎませんでした。二〇〇六年には七四・一%になっています。

・少年裁判所法によりますと、いくつかの制裁を併科することもできます。非常に重い制裁だけを見ますと、懲罰的な、不法洞察の覚醒を目指す制裁が支配的です(図13)。二〇〇六年には、少年裁判所法によつて有罪を宣告された者の六・四%に教育措置が言い渡されていますが、他の五八・一%に外来の懲戒手段が、特に、負担が言い渡されています。二〇%弱に少年拘禁が言い渡されています。したがって、

第一次少年裁判所法改正法は、その目的、とりわけ、支援し、面倒を見てそして支援する制裁を拡大するという目的を期待されたほどには達成していません。それどころか、

一 地方裁判所管区に限定した地域実態調査研究を見ますと、ここ数年、いわゆる新しい外来措置（世話指図、社会訓練講習、労働指図）が減少しています。⁽¹³⁾

・二〇〇六年に少年刑に言い渡された者は全体として約一六％です。そのうち、六〇・五％が保護観察のために猶予されています（図14）。

一般刑法と少年刑法による自由剝奪の制裁を比較して分かりますことは、具体的には、少年刑法では様々なデイヴェルション率を考慮しても、——少年拘禁も考慮に入れて——一般刑法におけるよりも多くの自由剝奪の制裁命令されています。⁽¹⁴⁾ このことは、年長少年の若年成人（二二歳から二五歳未満）との制裁実務の比較からも、バーデン・ヴュルテムベルク州において有罪判決の下された二一歳と二二歳の者の自由剝奪の制裁の割合からも確認されます。⁽¹⁵⁾

四 ドイツ少年刑法の性能は如何？

再犯・効果研究の結果

第六命題

一九二三年の少年裁判所法の立法者は少年刑法の制裁体系を作り上げるに際してとりわけ三つの考えから出立しました。

- 一 自由刑は、特に、短期自由刑は、益よりも害を生じさせる、つまり、再犯を防止するというよりもむしろ促進する、
- 二 刑事制裁と刑事手続は烙印付けし、犯罪を促進する効果をもつことがある、
- 三 特別予防の理由から行為と反作用の間の関係性が重要であるが、それは有罪判決によるよりもむしろデイヴェルジオンによって可能となる迅速な反作用にしようってしか維持できない。

第七命題

立法者の当時の考えが実証研究に持ちこたえているのか否かに関する研究がその間に詳細に行われました。二〇〇三年

に公刊された再犯統計は、一九九四年に外来制裁を科せられたか施設収容制裁から釈放された者全員に関する最新の調査結果を提供しています。これは九十五万人を対象としています。次のような結果が確認されました(図15)。

一 一般の人々が考えていること、つまり、一度犯罪を犯すと、常に犯罪を繰り返すという考えとは異なり、再犯は例外であり、通例ではありません。全被有罪判決者の三分の一強しか四年以内に犯罪を繰り返していません。

二 再犯率は、——犯罪検挙数と同じく——年齢に関連してかなり異なっています。少年の方が成人よりも検挙率が著しく高くなっています。したがって、予期できるように、少年の再犯率も成人のそれよりも幾分高くなっています(デイヴェルジオンを抜いてみると、三三%対三五%、「再犯」の制裁にデイヴェルジオンも含めると——これは少年裁判所法第四五条、第四七条の裁判においてだけ可能でして、刑事法第一五三条以下では不可能です——三三%対四五%となっています)。

三 再犯率は制裁が重くなるにつれて増加する傾向にあ

ります。つまり、科せられる制裁が重いほど、再犯率は高くなるということです。

もつとも、再犯統計の結果は必ずしも制裁の因果関係を証明しているわけではありません。それと申しますのも、例えば、自由剝奪の制裁で有罪判決を下された者の方が、外来制裁を科せられた者よりも再犯に陥る危険が高い群に属しているのかもしれないからです。むしろ、再犯統計が示していますことは、制裁を科することと結びついている制裁の特別予防効果に関する言明が、所与の条件下で、適切なものか否か、その程度如何ということなのです。例えば、少年刑を科することと被有罪判決者の再犯を防止できるという考えから少年刑を科する者は、この考えが四件中三件以上で間違っていることも知ることになります。それと申しますのも、少年刑の執行された後の実際に確認された再犯率は七七・八%に達しているからです。きわめて一般的に再犯統計が示していることは、比較的厳しい制裁で、そう軽くない犯罪に認められる比較的高い再犯率を相殺しようとするならば、それは適切ではないということです。

第八命題

実証的制裁・効果研究の任務は、再犯の蓋然性が制裁の種類や重さの影響を受けるのか否か、その程度如何を調査することです。因果関係を実証的に証明する前提要件は、相互比較群がただ一点においてのみ、つまり、制裁という点で異なっているということです。これがうまくいく場合にだけ、制裁の効果（万が一生じうる選択効果ではありません）を測定できる実証ができるのです。このためには、実験的又は擬似・実験的手法が必要となります。後者の方法は、とりわけ、同種の事案に対する制裁実務が時間的又は地域的に一様でない場合に可能となります。研究者が初めて一定の、再犯促進と見られる基準に従い比較群を作る調査には、重要な基準が捕捉されなかったという異論が常に付きまとうのです。

第九命題

ドイツでもっとも集中的且つ良く研究されている制裁形態の一つにデイヴェルジオンがあります。その間に、この領域で一連の擬似・実験的調査研究が行われています。判決によって科せられた刑罰と比較したデイヴェルジオン効果研究のすべての一致した結論からいえますことは、有罪判決は

特別予防の観点では手続の打ち切りよりも優れていないということ。分かったことは、むしろ、再犯率は、打ち切られたか有罪判決を下されたかとはほぼ関係がないということ（図16）。このことから、軽い犯罪と中位の重い犯罪の領域では広く制裁の互換可能性が認められとの再三確認される命題が証明されます（スイスの調査について、図17）。もっと多くの刑罰をもっと厳しい刑罰というものが再犯の減少に繋がらないのです。

第十命題

これらの結果から多くの帰結もたらされます。それと申しますのも、制裁の選択は、こういった介入が適切であり、必要であり且つ均衡がとれているということ。常に正当化されねばならないからです。侵襲度の低い措置の方が強烈な作用よりも成果の見込みが大きいという証明が必要なのではなく、むしろ逆に、侵襲のいつそう強烈な措置の方がその予防効果のあることの根拠付けを必要とするのです。

第十一命題

ドイツの研究結果は一般犯罪学の知識水準とびつたり一致

しています。特に、近時のアメリカ合州国の二次分析から分かりますことは、厳しい刑罰、特に自由剝奪制裁に頼る「犯罪に厳しく当たる (tough on crime)」刑事政策からは積極的な効果は期待できないということです。特別予防の威嚇を指す様々な企画は、短期の自由剝奪(シヨック・プロバーション)によってであれ、軍事教練を伴うかなり長期の施設収容(ブーツ・キャンプ)によってであれ、監獄訪問計画の形態(スケアード・ストレート)をとるのであれ、望ましい効果をもたらしませんでしたし、比較群の再犯率の方が低いということがありませんでしたし、それどころか一連の調査において高かったのです。したがって、制裁・効果研究の現状を次のように纏めることができます。

- 一 ― 比較可能な行為・行為者群において―、有罪判決後の再犯率が手続打ち切り(デイヴェルジョン)後の再犯率よりも低いとの実証はありません。
- 二 軽い及び中位の重い犯罪の領域では、異なった制裁が遵法性に異なった影響を与えるものではなく、むしろ、再犯率にきわめて広範囲にわたって、測定可能な帰結を及ぼすことなく互換可能です。
- 三 いったんそう厳しい制裁によって測定可能なほど遵法性

を改善できるとの考えを証明できるものはありません。傾向があるとすれば、いったん厳しい制裁の後に、比較可能な行為・行為者群の再犯率が高いという傾向です。

第十二命題

したがって、少年刑法を厳しくすべしとの誘因は存在しません。研究水準からいえますことは、疑いがあるときはより少なく行い、そしてより多くは行わないことです。もつと多く、もつと厳しく、そしてもつと長期の刑罰をといることを信ずる刑事政策は益より害をもたらします。「互換可能性の命題」から引き出せますことは、測定可能な予防喪失を危惧するに及ばずして、強烈な刑法上の害悪付加から撤退できるということです。端的に申しますと、「犯罪学の知見によると、制裁を強化することからは、特別予防の観点でも一般予防の観点でも少年犯罪を減少させることはできない」ということ¹⁷⁾です。もつと端的に言いますと、「寛大な措置でも採算が取れる」ということ¹⁸⁾です。

第十三命題

資

「犯罪に厳しく当たたる」刑事政策という言葉は、犯罪発生率を持統的に減少させるという間違つた期待を呼び起こさせるだけではなく、正しい取り組み方も体系的にできなくしてしまいます。この種の刑事政策は刑事政策を刑法政策に歪曲し、そうしながら同時に刑法の予防作用を過大評価しています。

犯罪はたくさん経済的、社会的、個人的そして状況的要因によつて引き起こされるのであり、これらの要因は刑法体系の影響の外にあるのが普通なのです。それですから、刑事政策の路線を変更し、抑圧に変わつて予防を正面に据えることが望ましいといえます。

特に、少年累犯者・固執性犯罪者、少年暴力犯罪者、逸脱行為をする移民に見られる社会的欠損、欠陥状況といったものは刑法の手段では除去できません。刑法では社会的問題を解決できないのです。刑法は、幼児・少年援助や社会・統合政策の代替物足りえませんし、穴埋めであることも許されません。(少年?) 刑法は最後の手段です。しかし、それでも、とりわけ刑法の反作用に頼るかぎり、偉大な刑法教師であり法哲学者でもあるG・ラートブルッフの辛らつな洞察が重要です。「社会政策が犯罪者のためにすることを怠つたことを、

当の犯罪者のために遅ればせながら行うことを、刑法の任務とするには疑問がある。苦い意見であるが、手続、行刑にかかる費用が犯行の前に支出されていたなら、犯罪を防止するのに十分だったということがいかに多いことか!¹⁹⁾。

第十四命題

ここ数年來、ドイツ政界の各方面から少年刑法を強化せよとの要求が見られます。連邦参議院が二〇〇六年三月二三日に可決し(BT-Drs. 16/1027)、その実施のために二〇〇八年二月一五日の連邦参議院の決議によつて連邦政府に要請した(BR-Drs. 77/08B)「少年非行撲滅改善法案」には、次のような提案がなされています。

- ・少年刑法の申し分のない主刑としての運転禁止をすべての犯罪に可能にすること。
- ・いわゆる警告発砲拘禁の導入、つまり、少年刑を科したり、その執行を保護観察のために猶予するとき、少年刑と並んで少年拘禁を科することができること。
- ・年長少年の少年刑の上限を一〇年から一五年に引き上げること。
- ・年長少年に一般刑法を適用することを原則とすること。

こういった強化要求は大衆迎合的ですし、前提となっていない、ないし、相応の歪められた犯罪現象の説明によって初めて育まれた民衆の制裁欲求を満足させようとするものです。これらの基礎にある刑罰の一般予防と特別予防効果に関する仮定は犯罪学の認識によって確認されているものではありません。これらの仮定は学会・実務の諸専門団体の逆の要求とまったく相反するものです。ドイツ連邦政府は、その二〇〇一年第一次定期安全報告書⁽²⁰⁾においても、その二〇〇六年第二次定期安全報告書においても、現行少年刑法の性能が実証されていること、制裁を強化する必要はないとの立場を維持しています。「現行少年刑法の性能は実証されている。それは、少年犯罪に対する柔軟な手続構成と差異的反作用、制裁といった点で十分且つ適切な対処を可能にしている。少年犯罪の特徴は全体としてみると引き続き軽い犯罪から中位の重さの犯罪といった点にある。少年犯罪法を教育思想によって構成する上で重要な犯罪学と実証的知見が変わることなく有効である⁽²¹⁾」。したがって、連邦政府はある対応の立法要請に對して次のように言っています、「提案にかかる規定は、結論的には、少年非行を効果的に撲滅するという点から見るとむしろ反生産的である」(ドイツ連邦議会印刷物 一六/一〇二

七、一〇頁)。

連邦政府のこのような態度は、圧倒的多数の専門家団体、実務界、学会と完全に一致しています。連邦政府のこの立場は、千人以上の大学教師、裁判官、検察官、弁護士及び少年援助の専門職、及び、警察と少年行刑から支持された、少年刑法の強化に反対する決議によって持続的支持を得ています⁽¹⁾。

注

(8) 訴訟経済的略式手続は一般刑法を適用する場合にのみ許される(少年裁判所法第七九条第一項、第一〇九条第一項、第二項)。

(10) 少年裁判所法旧九一条は次の通り、

(1) 少年刑の執行により、被有罪者は、将来きちんとした且つ答責意識ある生活転換を送れるように教育されなければならない。

(2) 秩序、労働、授業、体操及び自由時間を有意味に使うことがこの教育の基礎である。被有罪者の職業上の業績は促進されなければならない。養成場が設けられるべきである。司牧の世話は保障される。

(3) 追求される教育目的を達成するために、執行を緩和し、適切な場合には広く自由な形態で執行できる。

(4)公務員は執行の教育任務に適任でなければならず、そのように養成されなければならない。」

二〇〇六年九月一日に施行された連邦制度改革により、行刑の立法管轄権は州に移譲された (*Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes vom 28. 09. 2006, BGBl. I, S. 2034*)。第二次改正法により少年裁判所法旧第九一条は廃止され、新しい内容を伴う標題がつけられた。しかし、今や制裁目的が少年裁判所法第二条第一項に規定されたから、制裁目的が矛盾する執行目的によって潜脱されることがあつてはならない (*ebenso Goerdeler, Annm. 5, S. 143*)。

(11) 二〇〇三年十二月二七日の「性的自己決定に対する犯罪に関する規定の改正及びその他の規定の改正法」は二〇〇四年四月一日に施行されたが、これにより、少年裁判所法第一〇六条第三項、第四項が挿入され、留保付き保安監置が部分的に年長少年に拡大された。

二〇〇四年七月二三日の「事後的保安監置導入法」は二〇〇四年七月二九日に施行されたが (*BGBl. I, S. 1838*)、これにより、事後的保安監置が年長少年にも導入された (少年裁判所法第一〇六条第五項、第六項)。

二〇〇七年四月一三日の「行状監督の改正と事後的保安監置に関する規定の改正法」により (*BGBl. I, S. 513*)、事後的保安監置がいわゆるドイツ民主共和国旧事件にも拡大された (少年裁判所法第一〇六条第五項第二文)。

二〇〇八年七月八日の「少年刑法による有罪判決に際する

事後的保安監置導入法」 (*BGBl. I, S. 1212*) は二〇〇八年七月一二日に施行されたが、これにより、この処分が少年に導入された (少年裁判所法第七条第二項、第三項)。

〔記者付記〕 ドイツはコンスタンツ大学法学部教授ウォルフガング・ハインツ博士 (*Prof. Dr. Wolfgang Heinz an der Universität Konstanz/Germany*) は、二〇〇八年一月八日 (土曜日) 午前九時から、北海学園大学四号館四〇番教室で「ドイツ少年刑法 目的、適用、効果」 (*Das deutsche Jugendstrafrecht. Handhabung, Wirkungen*) と題して講演を行った。本拙訳は当日講演草稿に手を加えた原稿の翻訳である。注の詳細、図表及び講演者自身の執筆にかかる参考文献については、本紀要に掲載されているドイツ語論文を参照していただきたい。

ハインツ教授の略歴を記しておく。一九四二年にポルツハイム (南ドイツ) で出生。一九六二年から一九六六年までフライブルク大学法学部で学ぶ。一九七二年に法学博士号取得 (フライブルク大学)。一九七六年に教授資格取得 (フライブルク大学)。一九七六年からアウグスブルク大学法学部刑法・犯罪学教授。一九七六年から一九七八年までコンスタンツ大学法学部刑法教授。一九七八年から一九八一年までビーレフェルト大学法学部犯罪学・少年刑法・行刑学・刑法正教授。一九八一年から二〇〇七年までコンスタンツ大学法学部刑法正教授。